もの、「農業一農業土木、農業一農業農村工学」、「森林一森林土木」又は「水産一水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者

c　これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

イ　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ　平成20年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。なお、同種工事とは、「管水路工」とし、規模は問わないものとする。

また、特定ＪＶ、経常ＪＶにあっては、一人の配置予定技術者が同種工事の施工経験を有すること。また、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が説明書に示す点数未満のものを除く。

エ　配置予定技術者にあっては直接的、かつ、認することができる資料を求めることがあり、その確認がなされない場合は契約を結ばない場合がある。なお、恒常的な雇用関係とは見積書提出の日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

オ　日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）であること。

⑩　次に掲げる基準を満たす管理技術者を技術協力業務の契約締結日までに配置できること。

ア　技術士（技術部門を建設部門（選択科目を「施工計画、施工設備及び積算」とするものに限る。）、農業部門（選択科目を「農業土木」、「農業農村工学」とするものに限る。）、総合技術監理部門（選択科目を「建設一施工計画、施工設備及び積算」、「農業一農業土木、農業一農業農村工学」とするものに限る。））、博士（農学）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（技術部門を「農業土木部門」、「施工計画、施工設備及び積算部門」とするものに限る。）のいずれかの資格を有する者。

又は、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。以下同じ。）。

イ　日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）であること。

⑪　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑫　九州農政局長から参加資格確認申請書提出期限の日から技術協力業務の見積合せの日までの期間に、九州農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15九総第412号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑬　東原調整池に係る設計業務等の受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑭　技術提案書を提出しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。又は、特定ＪＶ、経常ＪＶにあっては、構成員に含まれていないこと。

⑮　次に掲げる届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

3　説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、電子入札方式により交付する。交付期間は、別表１の①に示す日時。

ただし、書面による交付を希望する場合には、あらかじめその旨を以下の交付場所に申し込みを行ったうえで、以下の期間、場所にて交付する。

なお、所定の交付期間、場所及び方法により説明書の交付を受けなかった者は、申請書を提出できない。

⑴　交付期間：別表１の①に示す日時

⑵　交付場所：次の場所において交付する。

〒860―8527 熊本県熊本市西区春日２丁目10―１熊本地方合同庁舎（Ａ棟６階）　九州農政局農村振興部設計課技術審査第１係　096―211―9111　内線4727

⑶　その他：手交による交付を希望する場合は、あらかじめその旨を上記⑵の交付場所へ申し出るものとし、ＣＤ―Ｒによる交換配布とするため、空のＣＤ―Ｒ（700ＭＢ、48倍速）を持参すること。

返信用封筒及びＣＤ―Ｒを用意した場合においては、郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）又は託送（配達記録が残るものに限る。以下同じ。）も受け付ける。なお、交付は無料とする。

※ＣＤ―Ｒは未開封のものとし、未使用でも開封済みのものは受け付けない。

4　参加資格の確認

⑴　技術提案書の提出を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、説明書に示す参加資格確認申請書及び確認資料を別表１の②に示す期間に提出すること。

⑵　参加資格確認申請書及び確認資料を上記⑴に示す期間に提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、技術提案書を提出することはできない。

⑶　参加資格確認申請書の作成・提出にあたっては、上記３に示す説明書の交付期間、場所及び方法により説明書（参加資格申請書様式等を含む。以下同じ。）を入手すること。

⑷　上記⑶以外の方法で入手した説明書をもとに作成・提出した参加資格確認申請書は無効とし、技術提案書提出要請の通知を行わない。

⑸　その他詳細は、説明書による。

5　技術提案書の提出期間、評価基準等

⑴　参加資格の確認後、参加資格を有する者に別表１の③に示す日付で技術提案提出要請を通知する。

⑵　上記⑴の技術提案提出要請の通知を受けた者は、別表１の④に示す期間に、説明書に示す技術提案書を提出すること。

⑶　技術提案書の提案内容について、ヒアリングを行う。

⑷　技術提案書評価基準は、説明書による。

⑸　その他詳細は、説明書による。

6　優先交渉権者の選定及び契約締結

⑴　技術提案書の評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

⑵　技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法　技術評価点が最も高い者が複数者いる場合、下記の①から②の順で優先交渉権者を選定するものとする。

①　説明書に示す課題１の得点が高い者

②　該当者にくじを引かせて優先交渉権者を決める。くじの実施方法等については、別途通知する。

⑶　優先交渉権者の選定結果等の通知方法、時期　優先交渉権者に選定した者には、選定結果及び見積合せの日時を別表１の⑤に示す日付で書面にて通知する。

ただし、参加申請の状況等によっては、選定結果の通知時期を延期する場合がある。その際は、別途参加者へ通知する。

⑷　優先交渉権者の選定後、技術協力業務の見積合せ及び契約締結を行う。

⑸　技術協力業務の契約締結後速やかに、説明書に示す基本協定の締結を行い、その後基本協定に基づき技術協力業務を実施した後に建設工事の価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合は、建設工事の見積合せ及び契約締結を行う。

交渉が成立しなかった場合は、交渉不成立とし次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、建設工事の価格等の交渉の意志の有無を確認した上で、技術協力業務の契約締結及び建設工事の価格等の交渉を行う。

⑹　技術提案の履行に関する事項　受注者の責めにより、技術提案内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、違約金及び指名停止等の措置を講じることがある。

ただし、技術提案の設計において、発注者と協議の上、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、又は施工条件の変更、災害により受注者の責めに帰すことができない理由による技術提案の不履行については、この限りではない。

⑺　その他詳細は、説明書による。